

令和 7 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 6 月 5 日

担当部・課：産業部水産課〔内線 3 5 1 5〕

① 件 名		
令和 5 年に発生した海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害に対する水産業災害対策資金の適用の変更について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 本市では、令和 5 年の海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害及び令和 6 年 1 月から 3 月にかけて発生した暴風・波浪被害に対する水産業災害対策資金について、被災漁業者から融資機関への借入の申込期間を令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで、貸付期間を令和 7 年 2 月 1 7 日までとし、その償還に係る利子補給補助金を県と負担し、融資機関へ交付してきたところである。 海水温の上昇が令和 6 年も発生した中、水産業災害対策資金について未申請の漁業者がいるため、令和 7 年 5 月、宮城県より、水産業災害対策資金の適用の延長等に関する通知がなされた。 【目的】 被災漁業者の災害復旧促進及び経営の安定に資するため、令和 5 年に発生した海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害に対する水産業災害対策資金の適用を変更するもの。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成 1 7 年 4 月 1 日規則第 4 7 号） 石巻市水産業災害対策資金利子補給金交付要綱（平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日告示第 4 0 0 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・☐無☐〕 又は 〔個別計画との整合性〕】		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和 6 年 5 月	- 令和 5 年に発生した記録的な高水温及び令和 6 年 1 月から 3 月にかけて発生した暴風・波浪被害において、宮城県知事が県要綱「水産業災害対策資金利子補給補助金交付要綱」に定める災害に指定 - 令和 6 年度補正予算裁定	
令和 7 年 5 月	- 令和 5 年に発生した記録的な高水温による養殖水産物のへい死等被害に対する水産業災害対策資金の適用の変更通知 - 令和 7 年度補正予算裁定	
⑤ 主な内容		
【水産業災害対策資金の適用の変更】		
	変更後	変更前
貸付対象者	被災漁業者で水産物損失額が平年漁業総収入の 2 割以上であり、居住する市長の被害認定を受けた者 ※カキ養殖業及びホヤ養殖業（ホヤ種のみ）の事業者を含む）を営む者に限る。	被災漁業者で次のいずれかに該当し、居住する市長の被害認定を受けた者 ・水産物損失額が平年漁業総収入の 2 割以上 ・漁船、漁具、養殖施設の損失額が当該施設の被害時価額の 5 0 % 以上
資金使途	・当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金等の支払に要する経費等	・被害施設の復旧費 ・当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金等の支払に要する経費等

貸付 限度額	水産物被害額の8割又は10,000千円のいずれか低い額 ※令和6年度に限度額に満たなかった者はその差額を貸付可能	施設・水産物被害額の8割又は10,000千円のいずれか低い額
借入申込 期間	令和6年7月1日から 令和7年12月26日まで	令和6年7月1日から 令和6年12月27日まで
貸付期間	令和8年2月20日まで	令和7年2月17日まで
基準金利	3.15%	2.35%
利子 補給率	2.2%（県1.1%、市1.1%） ※残る0.95%について、宮城県漁業協同組合では、東日本信用漁業協同組合連合会と協力して負担するよう調整中。	1.65%（県0.825%、市0.825%） ※残る0.70%について、宮城県漁業協同組合では、東日本信用漁業協同組合連合会と協力して負担するよう調整中。
利子補給 見込額	29,739千円 ※令和7年9月1日に275,000千円融資し、7年償還とした場合	14,579千円 ※令和6年9月1日に333,800千円融資し、7年償還とした場合

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

利子補給を実施することで、被災漁業者の災害復旧促進及び経営の安定が図られる。

【市財政への負担】

東日本信用漁業協同組合連合会の聞き取り調査により、本市分の借入希望は、72件：275,000千円となっている。

・R7.9.1 貸付実行 毎年7.31約定償還 利子補給率2.2%（県1.1%、市1.1%）として

	年平均残高	利子補給率	利子補給補助金	
令和7年度	91,917,808円	× 2.2%	= 2,022,192円	※年平均残高
令和8年度	275,000,000円	× 2.2%	= 6,050,000円	毎日の最高残高の総和を
令和9年度	275,000,000円	× 2.2%	= 6,050,000円	365(366)日で除して得た額
令和10年度	252,008,197円	× 2.2%	= 5,544,180円	
令和11年度	196,945,205円	× 2.2%	= 4,332,795円	
令和12年度	141,945,205円	× 2.2%	= 3,122,795円	
令和13年度	86,945,205円	× 2.2%	= 1,912,795円	
令和14年度	32,008,197円	× 2.2%	= 704,180円	

事業費合計：29,739千円

（財源）水産業災害対策資金利子補給事業費補助金（県）1/2

一般財源 1/2

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

昨年度、利子補給補助金の交付をした東松島市、気仙沼市、南三陸町も同様に交付する見込みであり、需要がなく交付しなかった塩竈市、女川町等においても、需要があれば交付する見込み。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案
7月～ 適用の変更に係る借入申込開始

⑨ その他